

平成 2 2 年度

観光庁関係予算決定概要

平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

観 光 庁

目 次

I. 基本的考え方	1
II. 主要事項	2
1. 平成22年度観光庁関係予算総括表	2
2. 観光立国の実現	3
3. 具体的施策	
(1) 訪日外国人3000万人プログラム第1期	
◇訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）	4
◇MICE（広義の国際会議）の開催・誘致の推進	5
◇訪日外国人旅行者の受入環境整備事業	6
(2) 観光を核とした地域の再生・活性化	
◇観光圏の形成支援等による国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの推進	7
◇観光地域づくり人材育成事業	8
◇観光産業のイノベーション促進事業	9
(3) ワークライフバランスの実現に向けた環境の整備	
◇休暇取得・分散化促進実証事業	9
(4) 観光統計の整備	
◇観光統計の整備	10

I . 基本的考え方

我が国を取り巻く社会経済環境は、本格的な人口減少・高齢化社会の到来、GDPの約1.7倍の長期債務を抱えている財政等、大変厳しい状況にある。

このような中、将来にわたって持続可能な国づくりを進めるためには、我が国の人材・技術力・観光資源などの優れたリソースを有効に活用することが重要であり、このため、地域経済の活性化、雇用機会の創出、国際相互理解の増進等に資する観光立国の実現は、我が国の21世紀の国づくりの柱として、今後ますます取り組みを強化することが求められている。

本年9月に発足した鳩山内閣は、今後の我が国の経済成長分野の柱に観光を位置づけており、国土交通省においては、前原国土交通大臣のイニシアティブの下、10月に国土交通省成長戦略会議を立ち上げ、観光分野の成長戦略について具体的な方策の検討を開始した。また、12月には、前原国土交通大臣を本部長とする観光立国推進本部が発足し、政府全体で観光立国の推進を図っていく体制が整えられたところである。

こうした一連の動きを踏まえ、平成22年度観光庁関係予算については、中国をはじめとする東アジア市場に重点を置き、PDCAサイクルを活用した効果検証を徹底させた訪日旅行促進事業の展開、地域が主体的に取り組む観光地づくりに対する支援などに重点を置いた内容とし、成長戦略の策定を踏まえ、効果的な観光施策を展開していくこととする。

観光庁関係予算概算決定額 行政経費127億円(対前年度比:2.02倍)

Ⅱ. 主要事項

1. 平成22年度観光庁関係予算総括表

(単位：百万円)

	国 費		
	22年度 概 算 決定額 (A)	前年度 予算額 (B)	対前年度 倍 率 (A/B)
1. 主要事項	10,478	3,989	2.63
(1) 訪日外国人3,000万人プログラム 第1期	9,477	3,191	2.97
訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)	8,648	2,788	3.10
MICEの開催・誘致の推進	449	363	1.24
訪日外国人旅行者の受入環境整備事業	196	40	4.94
APEC観光大臣会合等	185	0	皆増
(2) 観光を核とした地域の再生・活性化	643	625	1.03
国際競争力の高い魅力ある観光地の整備 促進事業	602	583	1.03
観光地域づくり人材育成事業	26	26	1.01
観光産業のイノベーション促進事業	15	17	0.92
(3) ワークライフバランスの実現に向けた 環境の整備	28	57	0.49
休暇取得・分散化促進実証事業	28	9	3.05
ニューツーリズム創出・流通促進事業	0	48	皆減
(4) 観光統計の整備	330	117	2.83
2. その他の行政経費	2,173	2,267	0.96
JNTO運営費交付金	1,905	1,999	0.95
その他(経常事務費等)	268	268	1.00
合 計	12,652	6,257	2.02

(注) 端数処理のため計数が合わない場合がある。

2. 観光立国の実現

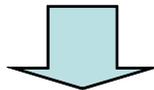
平成18年12月 観光立国推進基本法成立

観光立国の実現は、21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題と位置付け

平成19年6月 観光立国推進基本計画 閣議決定

5つの基本的な目標を設定

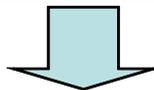
1. 訪日外国人旅行者数を1,000万人にし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にする。
2. 日本人の海外旅行者数を2,000万人にする。
3. 国内における観光旅行消費額を30兆円にする。
4. 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を年間4泊にする。
5. 我が国における国際会議の開催件数を5割以上増やす。



平成21年3月 観光立国推進戦略会議 提言

訪日外国人2,000万人時代の実現について、国家成長戦略として位置づけ、観光施策として、

- ・海外プロモーションの強化(日本ブランドの確立)
- ・受入体制の整備(円滑、満足、安全な観光)
- ・観光産業の国際競争力強化(「価格」から「価値」競争へ)等を打ち出し。



平成21年9月 鳩山内閣発足

前原国土交通大臣のイニシアティブの下、訪日外国人旅行者数に関する目標を前倒し・上乘せ(=訪日外国人3000万人プログラム)

- 同プログラムにおける外客誘致目標
 - 〔第1期〕2013年までに1500万人
 - 〔第2期〕2016年までに2000万人
 - 〔第3期〕2019年までに2500万人
 - 〔将来目標〕3000万人

平成21年10月 国土交通省成長戦略会議

観光をはじめとする5つの成長分野について、内需拡大・国際展開を進め、将来にわたって持続可能な成長を我が国にもたらず戦略を検討。

平成21年12月 観光立国推進本部の立ち上げ

政府全体で観光立国施策を効果的に推進するため、前原国土交通大臣を本部長とし、内閣官房副長官・関係府省副大臣をメンバーとする観光立国推進本部を立ち上げ。

3. 具体的施策

(1) 訪日外国人3000万人プログラム第1期

○ 訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）

【国際交流推進課】

概算決定額 8,648百万円

「訪日外国人旅行者数を将来的に3,000万人、その第1期として2013年までに1,500万人」との目標達成を目指して、中国をはじめとする東アジア諸国（中国・韓国・台湾・香港）を当面の最重点市場と位置づけ、PDCAサイクルを活用しながら、大規模かつ効果的な海外プロモーションを展開する。

2013年までに訪日外国人旅行者数を1,500万人にするとの訪日外国人旅行者3000万人プログラム第1期目標に向け、重点市場を対象に、我が国の観光魅力を発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を支援する訪日旅行促進事業を官民一体で推進。

重点市場

訪日旅行者数の多い12の国・地域に今後大きな伸びが期待できる3市場（インド、ロシア、マレーシア）を追加し、全15市場でプロモーションを展開。

※この中でも特に東アジア4市場（韓国、中国、台湾、香港）を最重点プロモーション対象市場とする。



認知度向上事業

我が国の観光魅力を発信するための事業

- 海外メディアの日本への招請、取材支援
- 海外のTVCM等による広告宣伝
- WEBサイトによる情報発信
- 海外の旅行博覧会等への日本ブース出展



香港・メディア招請事業 フランス・日仏観光交流年バス車体広告
(仙台・2008年8月)



フランス・日仏観光交流年バス車体広告
(2008年3月)

誘客事業

魅力的な訪日旅行商品の造成・販売支援や、青少年交流の拡大に向けた事業

- 海外旅行会社の日本への招請、商談会の実施
- 訪日旅行商品の共同広告
- 訪日教育旅行の誘致



シンガポール・訪日教育旅行セミナー
(2008年8月)



大規模商談会・YOKOSO! JAPAN
トラベルマート(2008年10月)

*上記の事業を地域と共同で実施する場合には、国は総費用の1/2を上限に地域（自治体・民間等）と連携。
(ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業)

○ MICE（広義の国際会議）の開催・誘致の推進 【参事官（MICE担当）】

概算決定額 449百万円

国際会議の開催は、国際交流人口の拡大と地域経済の活性化に資するとともに、我が国のプレゼンスを国際的に高める好機でもあることから、政府においては、主要な国際会議の開催件数を2011年までに5割増とするという目標を掲げ、国、自治体、経済界、学会等の連携を強化し、資源を集中投入して国際会議の開催・誘致を推進してきたところである。

一方、韓国、シンガポール等の各国においては、MICE産業を国家の主要産業と位置づけ、国を挙げてMICEを積極的に推進しており、その競争は年々激しくなっている状況にある。

このようにMICEの振興は、各国との激しい競争に晒されているが、訪日外国人旅客の拡大、経済効果、我が国のソフトパワーによる国際貢献、地域の国際化・活性化の観点から大きな意義を持つものであり、今後我が国が、競合国の後塵を拝することのないよう国を挙げて積極的に推進していく必要がある。

このため、施策の対象を狭義の国際会議からMICEに拡大し、開催・誘致のためのプロモーション事業のみならず、国際競争力のあるMICE施設の整備のための調査、MICE開催・誘致のための人材育成支援等、施策の強化・総合化を官民一体となって進めていくこととする。

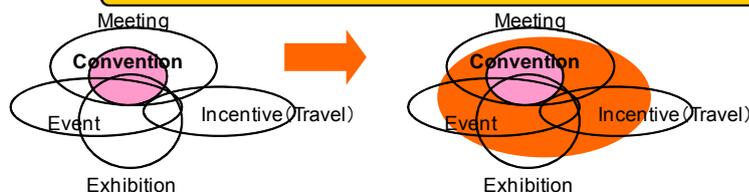
国際会議の開催・誘致推進

2011年までに主要な国際会議の開催件数5割増を目指すため、国を挙げた推進体制を整備し、誘致活動や開催・受入に関する支援、認知度向上プロモーション、ソフトインフラの整備などを行ってきた。

- MICE（イベント、展示会、企業会議等）は、インバウンドの視点、経済効果、我が国のプレゼンスの向上、学術・産業の各分野の競争力の底上げ等の観点から大きな意義
- 韓国、シンガポール等の各国においては、MICE産業を主要産業と位置づけ、国際会議のみならず、MICE全般の誘致・振興に積極的に取り組んでいる

※ MICEとは：企業等の会議（Meeting）、企業の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive（Travel））、国際会議（Convention）、イベント、展示会・見本市（Event/Exhibition）の頭文字のこと。

狭義の国際会議から、MICE（広義の国際会議）への施策展開



Convention
市場規模推計 2,332億円

MICE (Meeting/Incentiveは不明のため除く)
市場規模推計 2兆7268億円

出典：平成19年国内イベント市場規模推計結果（（社）日本イベント産業振興協会）

- MICE促進・普及プロモーション
- 国際会議開催・誘致支援策のMICE全体への拡大
- MICE施設のあり方に関する調査
- MICEに関する人材育成支援

○ 訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

【国際観光政策課、観光資源課】

概算決定額 196百万円

訪日外国人旅行者3,000万人時代の実現に向け、受入環境に関する評価システムの構築、受入を担う戦略拠点の整備、受入を担う人材の育成・活用を行い、訪日外国人の受入環境の整備・充実を総合的に推進することにより、訪日外国人旅行者の移動等の容易化及び満足度の向上を図る。

訪日外国人旅行者3,000万人時代に向けた受入環境のあるべき姿

訪日外国人旅行者3,000万人時代を見据え、日本国内における受入環境整備の遅れが訪日外国人旅行者誘致のボトルネックとならないよう、国、地方公共団体、民間事業者の明確な役割分担と連携による、以下の視点に立った取り組みを加速する。

- ①「もてなし」の国、日本が実感できること
- ②スムーズに、快適に出入国できること
- ③快適に過ごせること
- ④楽しく過ごせること
- ⑤安心・安全に過ごせること

観光庁の役割

受入環境の現状を客観的に把握・分析した上で、必要な対策、官民の役割分担等について、具体的な方針を示す。

訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

受入環境に関する評価システムの構築

外国人旅行者の受入環境を総合的・客観的に把握・分析するための評価項目及び評価基準を策定する。また、効率的・効果的な受入環境の改善を継続的に行うための評価メカニズムを構築する。

受入を担う戦略拠点の整備

外国人旅行者の受入環境整備に関する中長期的な戦略目標及びその実現に向けた官民の役割分担を明確化する。また、全国的な観点から外客受入の中核的な役割を担うべき戦略拠点において、地方公共団体、民間事業者等の関係主体との連携・協働体制を構築し、受入環境整備プログラムを策定・実施する。

受入を担う人材の育成・活用

外国人旅行者の受入を担う人材を育成するため、専門性の高い通訳ガイド育成に向けたプログラムの充実支援、地域の観光関係従事者を対象とした研修の実施、観光産業を担う経営マネジメント人材の育成プログラムの充実支援等を行う。



(2) 観光を核とした地域の再生・活性化

- 観光圏の形成支援等による国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの推進 【観光地域振興課、観光産業課】

概算決定額 602百万円

観光圏整備法により2泊3日以上滞る型観光が可能な観光圏の形成及び観光客の来訪の促進を行う観光圏整備事業への支援を平成20年度より開始している。

各観光圏では、地方自治体、観光協会、農協、漁協、商工会、NPO等の地域の幅広い関係者の連携により、宿泊者数やリピーター率等の客観的な数値目標の達成に向けて、圏域全体を紹介する地図・パンフレット作成やホームページ立ち上げ、連泊・圏域内転泊プランの企画立案・広報の実施等の取組が進められている。

こうした観光圏整備の取組を総合的に支援することにより、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進するとともに地域の活性化を目指すものである。

※観光圏整備法…「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(平成20年法律第39号)

観光圏整備事業

観光圏整備法の制定(平成20年5月)

目的 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図り、国内外からの観光客の来訪及び滞在を促進

スキーム ○観光地相互の連携・地域の幅広い関係者の連携により、2泊3日以上滞る型観光が可能な広域的なエリアである「観光圏」整備を推進。
○地域の幅広い関係者(市町村、都道府県、観光事業者、農林水産業者、商工業者、NPO等)により構成される「協議会」が主体。

各観光地はこれまでバラバラに観光地づくりに取り組んできたため、法による枠組みだけでは取組が進まない

国

- 先導的な取組みに対する補助によるインセンティブ付与
- 第三者委員会による事業評価を通じた指導・助言

具体的な目に見える成功事例を早期に構築し、

広域的な連携・役割分担により観光地づくりのノウハウの蓄積や効果の実証を図る。
(訪日外国人3000万人プログラム第一期の終期である平成25年まで集中的に実施)

〈 現在認定されている観光圏(30地域)について 〉

目標 年間宿泊者数 約14%増加(5年間、30地域平均)

効果 年間消費額 約3260億円増加(5年間、30地域合計の試算)

成果 市町村域や県域を越えた連携・分担により成果が出始めている。

(例)・圏域全体の情報提供の充実(富士山・富士五湖観光圏)

圏域全体を紹介する地図・パンフレットの作製やホームページ立ち上げにより、情報提供を充実。

(宿泊者数:315万人(H19年)→321万人(H20年)(+2%))

・圏域内のシャトルバスの運行(富良野・美瑛広域観光圏)

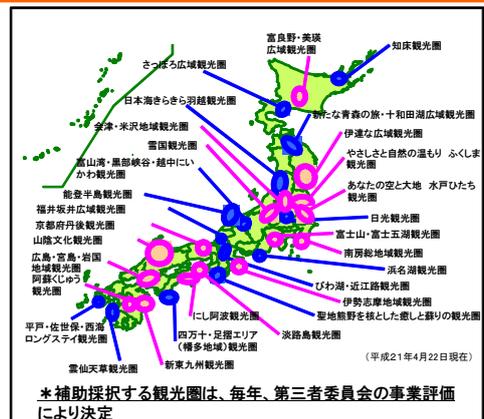
スキー場周辺ホテルと市街地の商店街を結ぶシャトルバスを運行し、泊食分離を実現。3ヶ月間で延べ1万人以上が利用。21年冬から自主運行に移行。

(宿泊者数:131万人(H19年度)→132万人(H20年度)(+1%))

・圏域全体の連携によるイベント実施(にし阿波観光圏)

圏域内の文化・自然を掲載したマップを作成するとともに、圏域全体を対象としたフォトコンテストを実施することで、来訪・周遊を促進。

(宿泊者数:16.1万人(H19年)→16.8万人(H20年)(+4%))



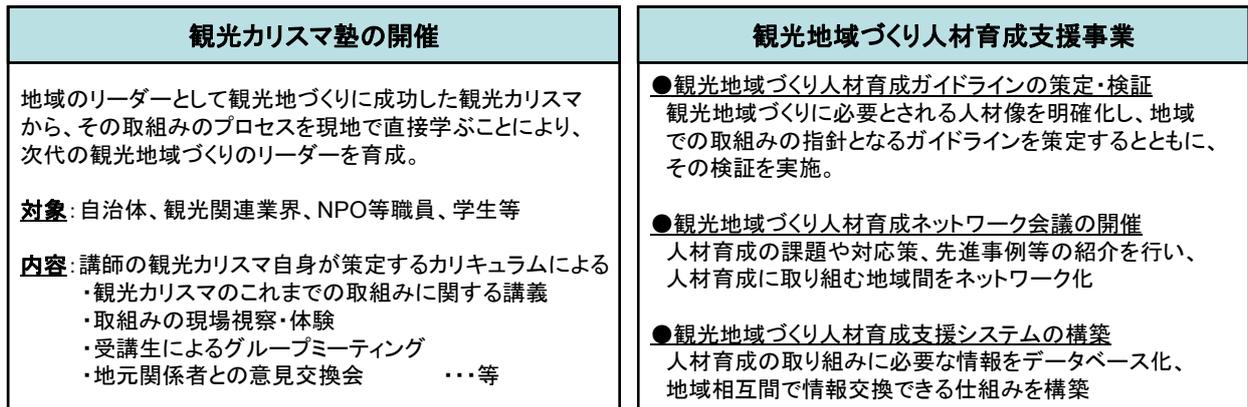
概算決定額 26百万円

観光振興を通じた地域づくりを担う人材層を厚くするため、観光カリスマの有する豊富なノウハウを全国各地の観光地域づくりの担い手に継承させることを目的とした観光カリスマ塾の開催、各地域において観光地域づくり人材育成の取組みを行う上で指針となる観光地域づくり人材育成ガイドラインの策定・検証等、地域が行う自律的かつ持続可能な人材育成に向けた取組みを支援する。

観光地域づくり人材育成事業

現状の課題・ニーズ

- ・ 地域の観光振興の担い手の多様化
- ・ 人材育成に取り組むためのノウハウやネットワークの不足
- ・ 人材による観光地づくりにおける地域格差
- ・ 観光客の多様化に対応した観光地づくりの必要性



地域における層の厚い人材育成を行うための、自律的かつ継続的な取組みを促す

○ 観光産業のイノベーション促進事業

【観光産業課】

概算決定額 15百万円

観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図るため、平成20年度及び平成21年度に実施した実証事業の追跡調査を通じて、ビジネスモデル化に向けての問題点等の抽出・分析を行うとともに、観光産業の新たなビジネスモデルの普及・啓発活動を行う。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実証事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなビジネスモデルの例の蓄積 ・新たなビジネスモデルを構築する上での課題・問題点の整理 ・各モデル毎の普及・啓発を行う上での留意点の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなビジネスモデルの例の蓄積 ・新たなビジネスモデルを構築する上での課題・問題点の整理 ・各モデル毎の普及・啓発を行う上での留意点の整理 ・旅館街の面的再生に関する具体例の蓄積 ・旅館街の面的再生に関する課題・問題点の整理 	
実証事業の追跡調査		<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度実証事業のフォローアップにより、新たなビジネスモデルを実施する上での課題・問題点の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度・平成21年度実証事業のフォローアップにより、新たなビジネスモデルを実施する上での課題・問題点の整理の総括
ガイドラインの策定等による普及・啓発			<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの策定やセミナーの開催による普及・啓発

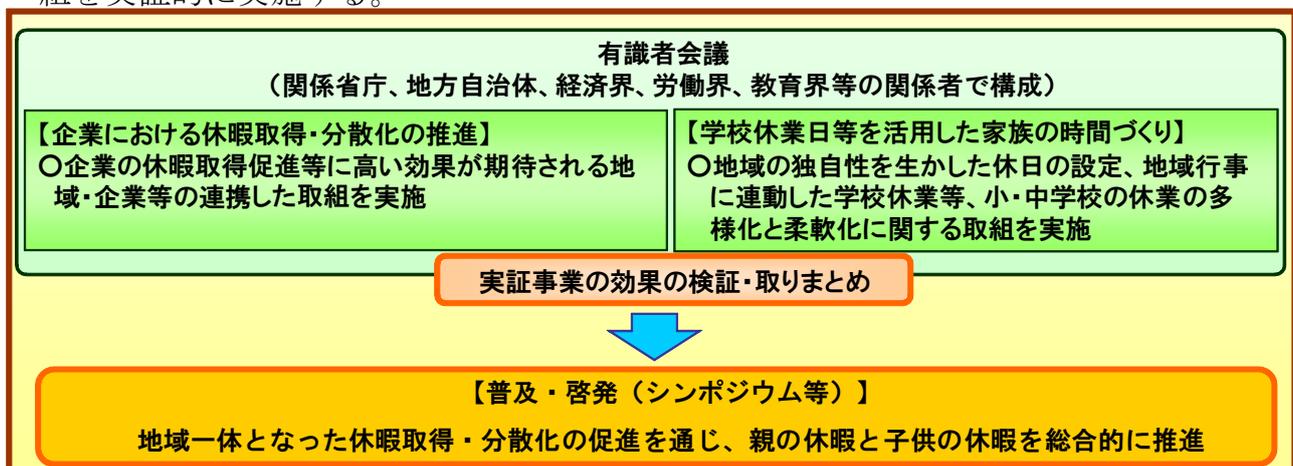
(3) ワークライフバランスの実現に向けた環境の整備

○ 休暇取得・分散化促進実証事業

【参事官(観光経済担当)】

概算決定額 28百万円

より柔軟に休暇を取得できる仕組みづくりに向け、関係省庁、地方自治体、経済界、労働界、教育界など様々な関係者との連携の下で、高い効果の期待できる具体的な取組を実証的に実施する。



(4) 観光統計の整備

○ 観光統計の整備

【参事官（観光経済担当）】

概算決定額 330百万円

訪日外客誘致施策の更なる強化・充実、地域が主役となった観光政策の展開が求められる中、行政・民間における観光に関する取組をPDCAサイクルに基づき早急かつ着実に実施するため、観光施策の基本インフラである観光統計に関する取組の拡充を行う。

観光統計の整備の方向性

< 現行の観光統計 >

○ 宿泊旅行統計調査

< 一般統計 >

- ・我が国の宿泊旅行の実態を把握することを目的に、従業員数10人以上の宿泊施設を対象に行う調査

(平成19年より実施)

○ 旅行・観光消費動向調査

< 一般統計 >

- ・国民の観光旅行の実施状況や観光消費の経済波及効果の算出等を目的に、日本国民15,000人を対象に行う調査

(平成15年度より実施)

< 平成22年度 >

観光産業に関する基本調査

○ 観光産業構造の調査研究(新規)

観光産業の経営状況、雇用・就業状況等の把握手法を調査・分析

観光動向の把握に関する調査

< 年間、四半期ごとに実施 >

○ 訪日外国人旅行動向調査(新規)

訪日外客誘致施策の更なる強化・充実に向け、訪日外国人の消費動向、ニーズ等の把握を目的に実施

○ 宿泊旅行等統計調査(拡充)

○ 旅行・観光消費動向調査(拡充)

新しい宿泊形態に関する状況の把握、観光消費の地域単位の経済波及効果の分析等のため、調査内容を拡充